

社援協発 0329 第 1 号  
平成 28 年 3 月 29 日

各都道府県

消費生活協同組合主管部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
(公印省略)

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

今般、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示 (平成 28 年厚生労働省告示第 82 号) が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御丁知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、円滑な施行について特段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言である。

#### 記

第一 改正の趣旨及び内容 (別紙 1、2 参照)

- (1) 共済計理人が行う決定論的一号収支分析の無リスク利回りに関するシナリオにおける標準利率は、共済契約区分に応じて、平成 8 年大蔵省告示第 48 号 (保険業法第 116 条第 2 項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準。以下「大蔵省告示」という。) 第 5 項の規定により一号分析期間の期初において締結する第一号保険契約又は第二号保険契約に適用される予定利率若しくは大蔵省告示第 7 項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に適用される予定利率とする。(消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準

(平成21年厚生労働省告示第445号。以下「確認基準」という。)第6条第3項関係)

- (2) 確認基準第6条第3項の規定にかかわらず、以下の共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率は、それぞれに定めることができる。この場合において、共済計理人は、それぞれ当該共済契約に該当すると判断できる根拠又は当該共済契約に該当する旨を、附属報告書に記載しなければならない。(確認基準第6条第4項関係)

- ① 大蔵省告示第6項に規定する保険契約に準ずる共済契約のうち、確認基準第6条第3項第1号に定める予定利率とすることが合理的であると認められるもの 確認基準第6条第3項第1号に定める予定利率
- ② 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類において、ある共済契約区分に属する共済契約の契約量が少ない等、一号収支分析の結果に及ぼす影響が少ないと認められる場合における当該共済契約 当該共済契約区分以外の共済契約区分に属する共済契約に係る標準利率
- ③ 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類における共済契約(②の共済契約を除く) 当該共済契約区分に属する共済契約に係る標準利率のうち、最も低いもの
- (3) 一号分析期間の期初における標準利率を確認基準第6条第3項第1号に定めるものとする場合は、確認基準第6条第2項第1号に規定する長期国債応募者利回りは、利付国庫債券(10年) 応募者利回り及び利付国庫債券(20年) 応募者利回りの平均とみなす。(確認基準第6条第5項関係)

## 第二 施行期日及び経過措置

- (1) 公布の日  
平成28年3月24日

- (2) 施行期日

平成28年3月31日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する

以上